

マンホールポンプほか監視設備更新工事

特記仕様書

堺市上下水道局下水道管路部

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は令和3年度堺市下水道管路部発注の「マンホールポンプほか監視設備更新工事」に適用する。なお、本仕様書に記載されていない事項については堺市上下水道局制定の「下水道施設工事共通仕様書（令和3年度4月版）」（以下「共通仕様書」という）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（平成31年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）」に従って施工すること。

また、本仕様書は「共通仕様書」より優先するものとする。

2 積算上の条件

本工事の積算上の条件については別紙「積算上の条件について」によるものとする。

なお、別紙「積算上の条件について」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

3 施工範囲

本工事の施工範囲は、本特記仕様書、添付図面並びに現場説明事項に基づく機械・電気設備の設計・製作・撤去・据付・試運転及び調整までとする。尚、各監督官庁への報告・認可申請・検査等の手続き及び事務等は、監督員の指示どおり遅滞なく行うこと。これらに要する費用については、受注者の負担とする。

更新後の監視装置が利用するクラウド監視サービスの利用料金については、施工から検査完了後の引き渡しまでの期間、受注者の負担とする。

4 試験及び検査

本設備の試験及び検査は、「共通仕様書」に基づいて行うものとする。

（一般事項）

（1）検査項目

機器の製作完了並びに各工程完了後、検査を行う。

- ア 工場立会検査（監督員が必要と認めた場合）
- イ 中間検査（監督員が必要と認めた場合）
- ウ 完成検査
- エ 手直し検査
- オ その他本市が必要と認めた検査

（2）雑 則

ア 各試験及び検査の結果、不良箇所があれば、指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後、本市立会のもとに手直し検査を行う。

イ 各試験は、機器の単体試験、機器の組み合わせ試験をその他の関係法規に基づき行う。

ウ 本市立会の検査については、実施予定日より余裕を持った数日前に日時、予定所要時間を明記した検査願書を本市に提出し、承認を受けること。

エ 検査に合格したときは、速やかに成績書を作成し、提出すること。本工事に使用する機器、材料のうち特に指示するものは、製作工場等において監督員立会の上、検査及び試験を行い、検査成績書を提出する。

5 塗 装

塗装仕様は、本特記仕様書に明記なきものは「共通仕様書」による。

6 工事实績データの作成・登録について

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更等の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

7 建設業退職金共済制度（建設現場労働者に対する共済制度）

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に基づき、工事契約締結後1ヶ月以内に「建設業退職金共済掛金収納書」（以下、「収納書」という。）を提出するとともに、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を現場事務所及び工事現場の出入口等、労働者の見やすい場所に提示しなければならない。ただし、自社の退職金制度がある又は中小企業退職金共済制度に加入している等の場合はこの限りではない。この場合、収納書を提出しない理由書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事完成後速やかに「建設業退職金共済証紙受払簿」を監督員に提出しなければならない。また、提出した書類の写しを保管しておくこと。なお、「建設業退職金共済証紙受払簿」の様式及び記載方法については、建設業退職金共済事業本部のホームページ(<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>)建設業退職金共済事業本部が発行する「建設業退職金共済制度の手引き」等を参照すること。
- (3) 受注者は、下請業者も含めて、共済証紙を購入しない場合、その理由を収納書に記載するとともに、下請業者等から「建設業退職金共済証紙甲府辞退届」を受領し、収納書とあわせて監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員から共済証紙の購入状況等を把握するために確認を求められた場合

には、共済証紙の受払簿、その他関係資料を提示しなければならない。

8 請負業者賠償責任保険

受注者は、工事請負契約書第56条に基づき、工事着手前に以下の契約内容を満たした請負業者賠償責任保険に加入すること。保険契約を締結したときは、その証券（以下の契約内容を確認できるもの）またはこれに代わるものの写しを直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更に際し、工期変更時は速やかに保険期間を変更し、契約金額変更時には保険金額を変更すること。

- ・ てん補限度額 対人賠償
 - ・ 被害者1名当たりのてん補限度額 5,000万円以上
 - ・ 1事故全体のてん補限度額 1億円以上
- 対物賠償
 - ・ 1事故全体のてん補限度額 1,000万円以上
 - 免責金額（自己負担額） 10万円以内

上記を原則とする。

- ・ 被保険者名 堺市上下水道事業管理者、受注者、全下請負人とする。

- ・ 保険期間 工事着手日～工期末日+1か月以上

ただし、工期変更時は速やかに保険期間を変更し、変更工期末日+1か月以上としなければならない。

※なお、年間契約で請負業者賠償責任保険に加入しており、上記の保険期間の途中で保険契約期間が満了する場合は、契約を更新（延長）する旨の契約書を提出し、契約更新手続後にすみやかに更新後の証券等を提出しなければならない。

9 法定外の労災保険について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、受注者は、上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

10 交通誘導警備員について

- (1) 受注者は、本工事に使用する資機材の搬入及び搬出に際しては、工事現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案するとともに、必要な交通安全対策を講じなければならない。また、このために車両規制や通行規制等の解除の必要が生じた場合は、それに伴う許可の申請及び取得は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 交通誘導警備員については、規制にあたり必要な配置人員を次表のとおりとしている。ただし、所轄警察署等の打合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

- (3) 休憩・休息时间についても交通誘導を行うこととし、交通誘導警備員の交替要員を確保すること。

下水道工事	場 所	作業内容	人員の編成	備考
	マンホールポンプ設備 (232 機場)	監視設備 更新工事	交通誘導警備員 B (昼) 1 人 / 日	

1.1 道路使用許可申請

受注者は、道路使用許可申請に必要な書類等の作成及び所轄警察への申請を行わなければならない。費用については受注者の負担とする。

1.2 特定調達品目の使用

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。（1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする、なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

1.3 流入車規制について

受注者は、自動車の使用にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守する。

1.4 地元対応

受注者は、本工事着手に先駆け、施工時期、施工方法等について、地元町会、隣接住民並びに進入路、迂回路沿道住民に対して広報活動を行い、生活環境を乱すことがないように配慮すること。特に、地元の祭礼に際し、その進行の妨げにならないように地元と十分協議して、工程調整すること。また、近接工事との工程調整も十分行うこと。

1.5 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。

また、建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステ

ムに、工事事務に関する情報を登録する。

1.6 アスベストについて

撤去する機器にアスベストを含むものが使用されている可能性がある場合は、撤去作業や施工する前に、アスベストの有無を完成図書やメーカーヒアリング、ホームページ等で調査し監督員へ報告すること。アスベスト含有の可能性があり、判別するのに分析が必要な場合は監督員と協議を行うこと。また、アスベストを含むものが使われていることが判明した場合、処分方法等について監督員と協議を行うこと。

1.7 PCBについて

受注者は、事前に、撤去する機器について、PCBの含有を完成図書やメーカーのHP等で調査し、監督員へ報告すること。

PCBを使用していることが判明した場合、処分方法等について監督員と協議をおこなうこと。

1.8 施工にあたっての注意事項

- (1) 本工事にて施工するマンホールポンプ設備及び雨水調整池設備は、現在稼働中であるので、現場施工時には前もって施工方法等を検討し、監督員及び維持管理担当と十分に協議を行い、日常業務に支障のないよう考慮すること。
- (2) 本工事は下記時間での工事実施を想定している。
9時～17時
- (3) 施工前には監督員と十分な協議を行い、その指示に従うこと。

1.9 安全管理計画について

- (1) 安全管理計画の施工計画書等への明記
受注者は、安全管理計画（①～④の内容）を明記した施工計画書を作成し、監督員の確認を得ると共に、その内容について作業員への周知徹底を図ること。
 - ① 現場特性の事前把握
 - ② 工事等の中止基準・再開基準の設定
 - ③ 迅速に退避するための具体的な対応策の設定
 - ④ 日々の安全管理の徹底

2.0 工事情報共有システムについて

本工事は、契約後に受注者が希望した場合において、工事情報共有システムを使用した工事関係書類の受け渡しを認めるものとする。

工事情報共有システムを使用する場合は、「堺市上下水道局工事情報共有システム使用要領」に基づくものとする。

※「堺市上下水道局工事情報共有システム使用要領」の掲載箇所

<https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/suidou/suidoukensetsu/jigyousha/kouzisekisan/kouzizyouhoukyouyuu.html>

21 その他

- (1) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであって技術上、保安上、外観上当然施工しなければならないものは、設計書及び仕様書に記載のないことでも、監督員と協議のうえ施工すること。
- (2) 搬入資材等の梱包材および型枠等で発生するものは廃棄物適正処理を行うこと。
- (3) その他の事項については、監督員と十分な協議を行いその指示に従うこと。

積算上の条件について

1. 主な積算基準書

本工事に適用している主な積算基準書は、以下のとおりである。

令和2年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人日本下水道協会）

令和2年度建設工事積算基準（堺市建設局）※1

令和2年度建設工事積算基準【別冊】（堺市建設局）

※1 令和2年度建設工事積算基準（堺市建設局）内、（表-2）設計単価等の適用時期は、本特記仕様「2. 積算単価月と適用単価の関係」の通りとする。

2. 積算単価月と適用単価の関係

本工事の積算単価月：4月

積算単価月と適用単価の関係は次表のとおりである。

単価種別	運用する単価		備考
公共工事設計労務単価	令和3年3月の労務単価		「国土交通省単価」 「大阪府単価」
物価資料単価	積算単価月の前月の物価資料単価 (例) 9月の積算単価月ならば8月版		「月刊建設物価((一財)建設物価調査会)」又は「月刊積算資料((一財)経済調査会)」
市場単価	積算単価月	市場単価の適用月	「季刊土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」又は「季刊土木・建築施工単価((一財)経済調査会)」
	4月・5月・6月	冬号(1月号)	
	7月・8月・9月	春号(4月号)	
	10月・11月・12月	夏号(7月号)	
	1月・2月・3月	秋号(10月号)	
資材調査単価	令和2年度資材調査価格		堺市建設局
	令和2年度資材調査単価〔公共事業建設資材価格調査〕【一般土木編】【電気・機械設備編】		大阪府都市整備部
	令和2年度下水道資材価格表（令和2年6月版）		堺市上下水道局 （堺市上下水道局ホームページ公表）
	上下水道資材価格表（令和2年6月版）		堺市上下水道局 （堺市上下水道局ホームページ公表）

※市場単価の加算率・補正係数については項目としては表示されているが、加算率・補正

係数の適用基準に従って補正されていない場合もある。
※改良土、投棄料（建設発生土・廃プラスチック類）、夜間コンクリート価格は「上下水道資材価格表」に記載の価格を採用している。

3. 単価について

本工事において使用する単価について同等の商品がある場合、「一般財団法人 建設物価調査会」又は「一般財団法人 経済調査会」の単価を比較し安価なものを採用している。

4. 交通誘導警備員について

本工事における交通誘導警備員の積算上の数量は設計書に記載している。
この数量には交替要員を考慮して計上している。

以上

第 2 章 電気設備工事

1 概要

本工事は、マンホールポンプ設備及び雨水調整池設備の監視設備を、クラウド型監視システムに更新し、それに伴う監視設備の撤去、更新を行うものである。

また、監視システムは、AI 診断によるマンホールポンプ設備の故障予防保全機能及び、多段機場制御機能を有するものとする。

2 対象施設

堺市内において、西部下水道サービスセンターを監視拠点とし、マンホールポンプ設備 232 機場、雨水調整池設備 11 機場を監視対象とする。

監視拠点、マンホールポンプ設備、雨水調整池設備の位置については、別紙所在地一覧を確認すること。

3 マンホールポンプほか監視設備構成

(1) マンホールポンプほか監視設備仕様

項目	仕 様	備 考
機器構成	監視装置(外部アンテナ付属) 合計 248 台 ・マンホールポンプ用監視装置 232 台 制御盤内取付 (204 機場) 制御盤外取付(外付 BOX 使用) (28 機場) ・雨水調整池設備用監視装置 16 台 ポンプ 2 台以下 (6 機場) ポンプ 3 台～ 4 台 (5 機場) 集中監視用機器(監視拠点用) ・監視用 PC 1 台 ・大画面モニター 1 台 その他必要なもの 一式	雨水調整池設備の監視装置台数は、ポンプ 2 台につき監視装置 1 台が必要とし、数量を算出している。複数台の監視装置に代わり、拡張ユニットを使用しても良い。 雨水調整池設備のポンプ台数は、別紙所在地一覧を参照のこと。
監視システム	1. クラウド型監視システム ・常時監視 インターネットを介して Web 上(PC、スマートフォン、タブレット等)で、マンホールポンプ設備及び雨水調整池ポンプ設備を監視できるものとする。 但し計画停止及び、定期保守時を除く。 ・クラウドサーバー クラウドサーバー拠点は、セキュリティ・停電・災害・地震・雷・事故等の対策が施され	

	<p>た施設であること。</p> <p>クラウドサーバー拠点は、複数拠点（西日本・東日本等、距離が離れていること）で構成されており、拠点のうち少なくとも1箇所の建屋は耐震構造とすること。</p> <p>拠点間のデータは、定期的なデータバックアップにより冗長性を図ること。</p> <p>クラウドサーバー拠点にて運用するクラウドサーバーは、保守管理が適切になされ、情報漏洩等の事故の発生がないこと。また、メンテナンス期間等を除き、常に安定したサーバー運用がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線種別 監視装置(子局側)は、第4世代移動通信システム(LTE回線)の閉域網を用いて、クラウドサーバーと接続すること。 ・不正アクセス対策 監視システムは、ユーザーID及びパスワードによる閲覧制限を行えるものとし、SSL認証やファイアウォール等のセキュリティ対策が施されていること。 ・その他 サービス終了時は、本市に確認のうえ、事業者側のデータを完全に消去すること。 また、本市の個人情報情報は、法令を遵守し、厳格に管理すること。 <p>2. 監視機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI診断による故障予防保全機能 AI診断によりマンホールポンプ設備の故障予兆(ポンプ動作の不調等の異常運転)を検知し、通知する機能を有すること。 また、AI診断について、トラブルシューティング・推定原因の表示が出来ること。 ・多段機場制御機能 発注者が指定する多段のマンホールポンプ設備において、下流機場に指定した異常が発生した場合、上流機場のポンプ運転を禁止できる多段機場制御が行えること。 また、1箇所の下流機場につき、最低6箇所の上流機場について、多段機場制御が行えること。 ・詳細監視画面 機場別の詳細監視画面については、下記を表示出来るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各ポンプ 運転/停止 (状態表示) (2) 各ポンプ 電流値 (3) 現在水位 	
--	--	--

	<p>(4) 警報、状態表示</p> <p>(5) データ更新日時</p> <p>また、上記について、任意のタイミングにてデータの収集が可能なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視データ管理機能 <p>監視データの保管期間は、5年以上とすること。</p> <p>機場別の日報・月報・年度報(または年報)・運転トレンド・異常履歴の表示が可能なこと。</p> <p>日報・月報・年度報(または年報)については、各ポンプの運転時間・運転回数・吐出量(排出量)の表示が可能なこと。</p> <p>運転トレンドの表示内容については、横軸を1日とし、各ポンプの運転状態・運転電流・水位の表示が可能なこと。</p> ・帳票出力機能 <p>各機場の日報・月報・年度報(または年報)について、ダウンロードが可能なこと。</p> <p>また、ファイル形式は Windows の汎用形式(txt、PDF 等)とし、少なくとも1つの形式は編集可能な形式とすること。</p> ・警報表示、警報履歴表示機能 <p>現在発生中の異常及び、過去に発生・復帰した異常信号を時系列に一覧表示できること。</p> <p>また、フィルター機能により、各警報の抽出表示が可能であること。</p> ・メール通報機能 <p>異常等の発生・復旧について、本市が指定するメールアドレスあてに通報できること。</p> <p>また、通報については、メール受信者が確認するまで、指定の時間後に再送する設定が可能なこと。なお、再送設定の有無については、通報項目(または通報事項)ごとに設定出来るものとする。</p> ・地図表示機能 <p>各機場の位置について、地図上で表示し、選択(詳細画面へのリンク)が行えること。</p> <p>また、地図上の表示は、警報等により色分け(または点滅表示)され、適宜自動更新されるものであること。</p> ・設備台帳機能 <p>各機場の設備仕様、維持管理履歴等の管理ができ、閲覧・編集が可能なこと。</p> ・ストックマネジメント機能 <p>改築更新優先順位の検討において、参考となるデータの出力が可能なこと。</p> 	
--	--	--

<p>監視装置 入力信号</p>	<p>監視装置本体は、以下の仕様を満たすこと。</p> <p>デジタル入力 17 点以上 アナログ入力 4 点以上</p> <p>マンホールポンプ設備の入力信号項目は、下記のデジタル入力 17 点、アナログ入力 3 点を基本する。</p> <p>デジタル入力</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1 号ポンプ 運転 (2) 1 号ポンプ 3 E (3) 1 号ポンプ 漏電 (4) 1 号ポンプ 浸水 (5) 1 号ポンプ 過熱 (6) 2 号ポンプ 運転 (7) 2 号ポンプ 3 E (8) 2 号ポンプ 漏電 (9) 2 号ポンプ 浸水 (10) 2 号ポンプ 過熱 (11) 投込水位計故障 (12) 異常高水位(投込) (13) 異常高水位(フリクト) (14) 盤内温度上昇 (15) 停電 (16) 扉開 (17) 非自動モード継続 <p>アナログ入力</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水位 (2) 1 号ポンプ 電流値 (3) 2 号ポンプ 電流値 <p><注意></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 投込水位計の「停止水位」「1 台運転水位」「2 台運転水位」のデジタル入力が必要な監視装置については、それらを入力の上、デジタル入力点数が不足する場合は「浸水」「過熱」を「浸水・過熱」として集約すること。 (2) その他、監視装置の機能上、必要な信号入力がある場合は追加すること。 (3) 既設制御盤のリレー接点・ドア接点が不足する場合は増設を行うこと。 (4) 停電通報は、100V・200V の双方を対象とすること。(100V については、監視装置電源断による検出を可とする。) (5) 既設制御盤内スペース・仕様により信号が取り出せない場合は、協議の上、承諾図にて決定すること。 	<p>(多段流制御用を除く)</p> <p>(状態表示)</p> <p>(状態表示)</p> <p>(200V)</p> <p>(状態表示)</p>
----------------------	---	--

- (6) 「No.1 ポンプ運転時間異常」「No.2 ポンプ運転時間異常」については、監視装置本体によりポンプ運転時間を積算し、通報を行うこと。
- (7) 「ポンプ2台運転」については、水位のアナログ入力値(または2台運転水位のデジタル入力)により、通報を行うこと。
- (8) 「異常高水位(投込)」については、水位のアナログ入力値ではなく、投込水位計異常高水位のデジタル入力により、通報を行うこと。
- (9) 「異常高水位(フリクト)」については、水位のアナログ入力値ではなく、フリクト動作のデジタル入力により、通報を行うこと。
- (10) 「非自動モード継続」については、「自動モードがオフの状態(手動または停止モード)」でかつ、「扉閉状態」が10分間継続した場合、通報を行うこと。信号の生成にリレーを増設すること。
- (11) 定期的に通信を行い、クラウドサーバーと監視装置本体の通信に異常が発生した場合は通報を行うこと。または、データ収集時の通信エラーを画面表示出来ること。

雨水調整池設備の入力信号項目は、設備ごとにポンプ台数・水位計数・表示項目内容が異なるため、発注者と協議の上、承諾図で決定すること。

各ポンプの運転監視(運転・電流値)及び、各水位については、全台数を接続可能なこと。その際、入力接点が不足する場合は、複数台の監視装置または、拡張ユニットにより対応を行うこと。

その他必要な信号項目(既設記録計への入力項目等)については、監視装置及び拡張ユニットの信号入力点数を上限に検討し、接続を行うこと。

また、既設記録計は撤去すること。

デジタル入力

- (1) 各ポンプ 運転
- (2) 各ポンプ 故障
- (3) 警報表示
- (4) 状態表示
- (5) その他必要な信号項目

アナログ入力

- (1) 調整池水位

	(2) 流入水位 (3) 各ポンプ 電流値 (4) その他必要な信号項目	
監視用 PC	デスクトップ型 CPU 第 10 世代 Core-i7 以上 RAM 16GB 以上 内蔵ストレージ SSD2TB 以上 モニター 27 インチ以上	
大画面 モニター	65 型以上 フロアスタンド、接続ケーブル付き 監視用 PC と接続し、 タッチパネル操作が可能なもの (参考機種：シャープ(株) PN-L651H 相当)	
機器寸法	制御盤内取付型 監視装置本体 約 260 W × 180 H × 90 D (取付必要部品、板金等を含む。) 制御盤外取付型 監視装置本体 約 260 W × 180 H × 90 D 外付盤 約 500 W × 730 H × 200 D (外付盤、取付必要部品、板金等を含む。) (外付盤の塗装は、メーカー標準仕様とする。)	寸法は概略寸法を示すものとする。 監視装置は、制御盤内に取付することを基本とする。制御盤内に取付できない場合は、外付盤による取付とする。
付属品	その他必要なもの。	

ア 監視装置取付前の検討事項

- ・ 監視装置（取付部品含む）の小型化に努めること。
- ・ 各制御盤の既設取付寸法を確認し、内部取付・外部取付を決定すること。
- ・ 外部取付を行う場合は、現地確認により取付位置及び寸法の検討を行い、監督員と協議し、承諾を得た上で、決定すること。
- ・ 雨水調整池ポンプ設備の監視装置は、全て制御盤への内部取付とする。
- ・ 外部取付は、外部から容易に開放できない構造とすること。
- ・ 維持管理が容易なこと。
- ・ その他、必要な検討を行うこと。

イ 監視装置取付時の作業

- ・ 既設監視装置を取り外した後、新しい監視装置を取り付けること。
- ・ 制御盤の加工等も取付作業に含むものとする。
- ・ 監視装置の電源は、制御盤から取るものとする。
- ・ 監視装置の取付後は、クラウドサーバーとの調整作業、通信試験を行うこと。
- ・ その他、必要な作業を行うこと。

(2) 監視装置取付概略図

添付の図面を参照のこと。

2 撤去処分

本工事において発生する撤去品のうち、次に示すものは有価物として処分する。

(1) 監視装置類 1式

その種類及び重量を次表のとおり処分費減算額として計上しているが、当初明示した工事内容に変更がない限り、設計金額の変更は行わない。

有価物の種類	重量
鉄くず	約282kg

処分費減算額（スクラップ控除）は、工事価格算定時において、間接工事費及び一般管理費額の対象額としないものとし、調査基準価格及び失格基準価格の算定時においては、処分費減算額は「処分費」（直接工事費に分類する）として取扱う。よって、直接工事費から処分費減算額を減額した上で、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費（4項目）の額に所定の率を乗じることにより調査基準価格及び失格基準価格を算定する。

なお、低入札価格調査時にも、同様の処理をした額で調査を実施する。

また、市から要請があった既設部品の回収に関しては、市と協議を行い指定の場所に搬送すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、下請負人等（再委任以降の全ての受任者、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2. 下請契約等の締結について

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

各位

堺市下水道管路部

現場労働者にかかる法定福利費等の計上について

建設技能労働者や交通誘導警備員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として計上している。

所在地一覧

監視拠点

施設名	住所
堺市 上下水道局 下水道管路部 西部下水道サービスセンター	堺市北区百舌鳥梅北町2丁57番地1

マンホールポンプ設備

設備名 (ポンプは各2台)	住所
1号マンホールポンプ	堺市北区常磐町1-41-1
2号マンホールポンプ	堺市北区常磐町1-1-2
3号マンホールポンプ	堺市北区常磐町1-1-2
4号マンホールポンプ	堺市北区東浅香山町2-97-14
6号マンホールポンプ	堺市北区東浅香山町1-49
7号マンホールポンプ	堺市堺区向陵西町4-11-25
8号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥本町3-527
9号マンホールポンプ	堺市中区毛穴町340-6
10号マンホールポンプ	堺市東区丈六360-7
11号マンホールポンプ	堺市堺区神石市之町28-26
12号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥赤畑町5-723-2
13号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥梅町1-408
14号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥梅町1-340-6
15号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥梅町1-340-6
16号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥梅町1-229-6
17-1号マンホールポンプ	堺市中区毛穴町197-5
17-2号マンホールポンプ	堺市中区毛穴町197-5
18号マンホールポンプ	堺市東区白鷺町1-18-3
20号マンホールポンプ	堺市西区北条町1-5-7
22号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥本町2-255
23号マンホールポンプ	堺市東区北野田238-1
24号マンホールポンプ	堺市北区百舌鳥本町3-506-1
25号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町5-11-9
26号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町7-13-4
27号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町8-5-1
28号マンホールポンプ	堺市西区太平寺711-1
29号マンホールポンプ	堺市西区北条町1-12-15
30号マンホールポンプ	堺市北区大豆塚町2-58-11
31号マンホールポンプ	堺市東区西野288-23
32号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町3-15-1
33号マンホールポンプ	堺市中区檜葉616-1
34-1号マンホールポンプ	堺市堺区北野田114-14
34-2号マンホールポンプ	堺市東区北野田114-14
34-3号マンホールポンプ	堺市東区北野田114-14
35号マンホールポンプ	堺市堺区大浜西町3-23

設備名 (ポンプは各2台)	住所
37号マンホールポンプ	堺市東区北野田394-28
38号マンホールポンプ	堺市中区土師町1-23-20
39号マンホールポンプ	堺市中区学園町1
40号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町1-1
41号マンホールポンプ	堺市東区草尾424-3
42号マンホールポンプ	堺市南区庭代台1-50-1
43号マンホールポンプ	堺市西区原田413-1
44号マンホールポンプ	堺市中区新家町494-3
47-1号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町1-5-27
47-2号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町1-5-27
48号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町1-17-37
50号マンホールポンプ	堺市堺区築港八幡町1-17
51-1号マンホールポンプ	堺市堺区築港八幡町1-97
51-2号マンホールポンプ	堺市堺区築港八幡町1-97
52号マンホールポンプ	堺市東区西野42
53号マンホールポンプ	堺市東区北野田16-13
54号マンホールポンプ	堺市東区北野田296-1
55号マンホールポンプ	堺市東区北野田304-13
56号マンホールポンプ	堺市東区南野田282-1
57号マンホールポンプ	堺市東区南野田298-5
58号マンホールポンプ	堺市東区南野田372-14
59号マンホールポンプ	堺市中区平井538
60号マンホールポンプ	堺市中区平井20-1
61号マンホールポンプ	堺市中区平井730
62号マンホールポンプ	堺市中区深井東町2468-12
63号マンホールポンプ	堺市中区土塔町107-1
64号マンホールポンプ	堺市中区福田1398-1
66号マンホールポンプ	堺市美原区真福寺143
67号マンホールポンプ	堺市美原区今井292-37
68号マンホールポンプ	堺市美原区今井203-1
69号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾752
70号マンホールポンプ	堺市美原区丹上574
72号マンホールポンプ	堺市北区金岡町2040-3
73号マンホールポンプ	堺市西区浜寺諏訪森町西3-303-1
74号マンホールポンプ	堺市西区太平寺542-1
75号マンホールポンプ	堺市中区八田北町244-1
76号マンホールポンプ	堺市南区野々井260-1
78号マンホールポンプ	堺市西区太平寺740
79号マンホールポンプ	堺市西区太平寺741-6
80号マンホールポンプ	堺市中区陶器北1271-5
81号マンホールポンプ	堺市中区辻之1381-3
84号マンホールポンプ	堺市中区平井699-18
85号マンホールポンプ	堺市中区平井363-1
86号マンホールポンプ	堺市中区平井921-9

設備名 (ポンプは各2台)	住所
87号マンホールポンプ	堺市中区深阪1096-1
88号マンホールポンプ	堺市北区野遠町629-3
89号マンホールポンプ	堺市東区北野田576
90号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾681
91号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾933
92号マンホールポンプ	堺市中区田園605
93号マンホールポンプ	堺市中区田園507
94号マンホールポンプ	堺市南区原山台1-12
95号マンホールポンプ	堺市南区岩室100
96号マンホールポンプ	堺市中区陶器北386-1
97号マンホールポンプ	堺市中区東山419-1
98号マンホールポンプ	堺市中区田園705-1
99号マンホールポンプ	堺市中区辻之746
100号マンホールポンプ	堺市中区辻之1517
101号マンホールポンプ	堺市中区陶器北375-1
102号マンホールポンプ	堺市中区陶器北928-75
103号マンホールポンプ	堺市南区茶山台1-1-6
105号マンホールポンプ	堺市中区辻之1306
106号マンホールポンプ	堺市中区辻之1292-4
107号マンホールポンプ	堺市中区辻之180
108号マンホールポンプ	堺市中区辻之864-40
109号マンホールポンプ	堺市中区田園912
111号マンホールポンプ	堺市中区上之133-13
112号マンホールポンプ	堺市中区田園222-1
113号マンホールポンプ	堺市美原区平尾135-6
114号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾165
115号マンホールポンプ	堺市美原区さつき野西1-1-23
116号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾288-6
117号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾288-6
118号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾634-2
120号マンホールポンプ	堺市西区菱木3-1940-6
121号マンホールポンプ	堺市西区太平寺459-4
122号マンホールポンプ	堺市南区小代616
123号マンホールポンプ	堺市南区小代242-4
124号マンホールポンプ	堺市北区野遠町109-5
125号マンホールポンプ	堺市美原区平尾649
126号マンホールポンプ	堺市美原区平尾1988-1
127号マンホールポンプ	堺市南区片蔵721-1
128号マンホールポンプ	堺市南区片蔵707
129号マンホールポンプ	堺市美原区今井335-2
134号マンホールポンプ	堺市美原区小平尾641-1
135号マンホールポンプ	堺市東区南野田372-29
136号マンホールポンプ	堺市南区豊田3063
137号マンホールポンプ	堺市南区和田833-2

設備名 (ポンプは各2台)	住所
138号マンホールポンプ	堺市南区榎119-1
139号マンホールポンプ	堺市中区平井1042-3
140号マンホールポンプ	堺市南区和田217-1
141号マンホールポンプ	堺市南区檜尾149-2
142号マンホールポンプ	堺市南区泉田中7-1
144号マンホールポンプ	堺市西区山田1-1111
145号マンホールポンプ	堺市西区山田4-1967-1
146号マンホールポンプ	堺市南区高尾3-223-28
147号マンホールポンプ	堺市堺区南半町東2-1-15
148号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町5-8
149号マンホールポンプ	堺市西区山田3-1008-11
150号マンホールポンプ	堺市南区野々井812
152号マンホールポンプ	堺市堺区神石市之町22-14
153号マンホールポンプ	堺市堺区匠町17-4
154号マンホールポンプ	堺市堺区匠町20-1
155号マンホールポンプ	堺市堺区匠町10
156号マンホールポンプ	堺市中区平井657-1
157号マンホールポンプ	堺市西区太平寺695-1
158号マンホールポンプ	堺市南区小代414-15
160号マンホールポンプ	堺市美原区多治井218-22
161号マンホールポンプ	堺市南区三木閉36-4
164号マンホールポンプ	堺市南区稲葉3-1598-1
165号マンホールポンプ	堺市中区陶器北1443-1
166号マンホールポンプ	堺市南区稲葉2-315-2
167号マンホールポンプ	堺市南区檜尾479-5
168号マンホールポンプ	堺市南区檜尾466-4
169号マンホールポンプ	堺市南区桃山台2-27
170号マンホールポンプ	堺市中区辻之870
171号マンホールポンプ	堺市西区太平寺60
172号マンホールポンプ	堺市南区釜室135
173号マンホールポンプ	堺市南区釜室125
174号マンホールポンプ	堺市南区釜室668
175号マンホールポンプ	堺市東区日置荘原寺町386
177号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町6-18-16
178号マンホールポンプ	堺市中区上之350-2
179号マンホールポンプ	堺市西区草部423-8
180号マンホールポンプ	堺市南区釜室1001
181号マンホールポンプ	堺市南区豊田847
182号マンホールポンプ	堺市南区稲葉3-1621
183号マンホールポンプ	堺市南区稲葉3-315-2
184号マンホールポンプ	堺市西区北条町1-26-21
185号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町3-3-18
186号マンホールポンプ	堺市西区上野芝向ヶ丘町3-5-6
187号マンホールポンプ	堺市南区美木多上1277-1

設備名 (ポンプは各2台)	住所
188号マンホールポンプ	堺市南区美木多上1024-3
189号マンホールポンプ	堺市南城区山台1-37
190号マンホールポンプ	堺市南区美木多上2628-12
191号マンホールポンプ	堺市南区美木多上2642
192号マンホールポンプ	堺市南区檜尾886-1
193号マンホールポンプ	堺市中区見野山76-3
194号マンホールポンプ	堺市中区見野山77
195号マンホールポンプ	堺市南区别所1911
196号マンホールポンプ	堺市美原区多治井173
197号マンホールポンプ	堺市西区菱木4-1823-1
198号マンホールポンプ	堺市中区田園856-13
199号マンホールポンプ	堺市西区菱木4-1896
200号マンホールポンプ	堺市西区菱木4-1883-1
201号マンホールポンプ	堺市美原区青南台1-9-3
202号マンホールポンプ	堺市南区釜室188-54
203号マンホールポンプ	堺市南区釜室305
204号マンホールポンプ	堺市南区槇塚台2-17
205号マンホールポンプ	堺市南区泉田中2258-1
206号マンホールポンプ	堺市南区泉田中438
207号マンホールポンプ	堺市南区美木多上2-8
208号マンホールポンプ	堺市美原区青南台2-12-23
210号マンホールポンプ	堺市南区稲葉3-1760-2
211号マンホールポンプ	堺市美原区菅生378-1
212号マンホールポンプ	堺市美原区菅生442-3
213号マンホールポンプ	堺市美原区菅生434
214号マンホールポンプ	堺市美原区黒山529
215号マンホールポンプ	堺市美原区青南台2-14-6
216号マンホールポンプ	堺市南区片蔵573-1
217号マンホールポンプ	堺市南区泉田中55
218号マンホールポンプ	堺市南区高尾2-546
219号マンホールポンプ	堺市南区鉢ヶ峯寺467
220号マンホールポンプ	堺市南区鉢ヶ峯寺60-1
221号マンホールポンプ	堺市南区泉田中2182
222号マンホールポンプ	堺市南区泉田中60-1
223号マンホールポンプ	堺市南区鉢ヶ峯寺1201
224号マンホールポンプ	堺市南区富蔵153
225号マンホールポンプ	堺市南区稲葉2-1745
226号マンホールポンプ	堺市東区南野田398-3
227号マンホールポンプ	堺市美原区菅生1098-2
228号マンホールポンプ	堺市北区野遠町239-1
229号マンホールポンプ	堺市堺区築港八幡町1-97
230号マンホールポンプ	堺市南区檜尾1156-5
231号マンホールポンプ	堺市南区檜尾1130-3
232号マンホールポンプ	堺市南区檜尾1181

設備名 (ポンプは各2台)	住所
233号マンホールポンプ	堺市中区田園719
234号マンホールポンプ	堺市美原区丹上193
235号マンホールポンプ	堺市美原区丹上206-1
236号マンホールポンプ	堺市美原区丹上61
237号マンホールポンプ	堺市美原区真福寺54-5
238号マンホールポンプ	堺市美原区平尾211
239号マンホールポンプ	堺市南区豊田431
240号マンホールポンプ	堺市美原区平尾228-1
241号マンホールポンプ	堺市南区釜室1001
242号マンホールポンプ	堺市美原区小寺40-1
243号マンホールポンプ	堺市美原区石原485-6
244号マンホールポンプ	堺市南区鉢ヶ峯寺214-1
245号マンホールポンプ	堺市北区金岡町1620
246号マンホールポンプ	堺市南区檜尾1127-1
247号マンホールポンプ	堺市西区上野芝町3-665-46
248号マンホールポンプ	堺市南区畑600-1
249号マンホールポンプ	堺市南区畑1480-1
250号マンホールポンプ	堺市南区畑497-2
251号マンホールポンプ	堺市南区畑460-2
252号マンホールポンプ	堺市南区畑95-2
253号マンホールポンプ	堺市南区畑592
マンホールポンプ設備	合計 232 機場

雨水調整池設備

設備名 (ポンプ台数)	住所
宮下町雨水排水ポンプ場 (3)	堺市西区宮下町6
菩提新池調整池 (4)	堺市東区菩提町5
芦ヶ池調整池 (3)	堺市堺区向陵東町3
陶器北調整池 (2)	堺市中区陶器北2500
南向陽調整池 (4)	堺市堺区材木町東4-3
錦綾町調整池 (1)	堺市堺区錦綾町1-1
北向陽調整池 (1)	堺市堺区北向陽町1-1
花田口調整池 (2)	堺市堺区北花田口町2-1
菩提・石原調整池 (1)	堺市東区菩提町3
長曾根新池調整池 (3)	堺市北区長曾根町3011
野遠調整池 (2)	堺市北区野遠町530
雨水調整池設備	合計 11 機場